ロ　革新的情報産業活用設備を取得し、又は製作した認定連結親法人の当該供用年度の個別所得金額及び革新的情報産業活用設備を取得し、又は製作した各認定連結子法人の当該供用年度の個別所得金額の合計額

二　調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該供用年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十（当該供用年度において法第六十八条の十五の七第二項第二号に掲げる場合に該当する場合には、百分の十五）に相当する金額

6　法第六十八条の十五の七第二項の規定の適用を受けようとする認定連結親法人又はその認定連結子法人のその適用を受けようとする連結事業年度に係る当該認定連結親法人又はその認定連結子法人及びこれらの法人との間に連結完全支配関係がある各連結法人の同項第一号に規定する継続雇用者比較給与等支給額の合計額が零である場合における同項の規定の適用については、同号に掲げる場合に該当しないものとする。

7　法第六十八条の十五の七第七項において準用する法第六十八条の九第十三項第二号及び第五号に規定する政令で定める金額は、認定連結親法人又はその認定連結子法人で、当該連結事業年度において革新的情報産業活用設備を事業の用に供したものの当該革新的情報産業活用設備につき法第六十八条の十五の七第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額とする。

第三十九条の四十八第一項から第三項までを削り、同条第四項中「第六十八条の十五の七第一項後段」を「第六十八条の十五の八第一項後段」に、「第六項」を「第三項」に、「第七項」を「第四項」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2　法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合における法第六十八条の九第十二項及び第十三項（これらの規定を法第六十八条の十第八項、第六十八条の十一第十一項、第六十八条の十三第八項、第六十八条の十四の二第七項、第六十八条の十四の三第四項、第六十八条の十五第七項、第六十八条の十五の二第十項、第六十八条の十五の三第四項、第六十八条の十五の四第十一項、第六十八条の十五の五第十一項、第六十八条の十五の六第七項又は第六十八条の十五の七第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、法第六十八条の九第十二項中「規定を」とあるのは「規定（第六十八条の十五の八第一項の規定を含む。）を」とする。

第三十九条の四十八第五項を削り、同条第六項中「第六十八条の十五の七第一項の」を「第六十八条の十五の八第一項の」に、「第六十八条の九第十二項、第六十八条の十一第十一項、第六十八条の十三第八項、第六十八条の十四第八項、第六十八条の十四の二第七項、第六十八条の十四の三第四項、第六十八条の十五第七項、第六十八条の十五の二第十項、第六十八条の十五の三第四項、第六十八条の十五の四第十一項、第六十八条の十五の五第十一項若しくは第六十八条の十五の六第六項の規定又は平成二十四年旧効力措置法第六十八条の十四第十一項の規定により読み替えて」を「第六十八条の九第十三項（第二号及び第五号に係る部分に限るものとし、法第六十八条の十第八項、第六十八条の十一第十一項、第六十八条の十三第八項、第六十八条の十四第八項、第六十八条の十四の二第七項、第六十八条の十四の三第七項、第六十八条の十五第七項、第六十八条の十五の二第十項、第六十八条の十五の三第四項、第六十八条の十五の四第十一項、第六十八条の十五の五第十一項、第六十八条の十五の六第七項又は第六十八条の十五の七第七項において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項第一号中「第六十八条の十五の七第一項第一号」を「第六十八条の十五の八第一項第一号」に改め、同号イ及びロ中「第六十八条の十五の七第一項後段」を「第六十八条の十五の八第一項後段」に改め、同項第二号中「第六十八条の十五の七第一項第五号」を「第六十八条の十五の八第一項第五号」に、「第三十九条の四十第三項各号に定める」を「第三十九条の四十第二項に規定する調整前連結税額から控除された」に改め、「（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、その定める金額の合計額）」を削り、同号イ中「第六十八条の十五の七第一項後段」を「第六十八条の十五の八第一項後段」に改め、同号ロ中「が法第六十八条の十五の七第一項後段」を「が法第六十八条の十五の八第一項後段」に、「次に掲げる金額の区分に応じそれぞれ次に定める金額（次に掲げる金額のいずれも有する場合には、その定める金額の合計額）」を「同項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額に当該連結親法人又はその連結子法人の税額控除可能限度額（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による税額控除可能額をいう。ロにおいて同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除可能限度額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額」に改め、同号ロ(1)及び(2)を削り、同項第三号中「第六十八条の十五の七第一項第六号」を「第六十八条の十五の八第一項第六号」に改め、同号イ及びロ中「第六十八条の十五の七第一項後段」を「第六十八条の十五の八第一項後段」に改め、同項第四号中「第六十八条の十五の七第一項第七号」を「第六十八条の十五の八第一項第七号」に改め、同号イ及びロ中「第六十八条の十五の七第一項後段」を「第六十八条の十五の八第一項後段」に改め、同項第五号中「第六十八条の十五の七第一項第八号」を「第六十八条の十五の八第一項第八号」に改め、同号イ及びロ中「第六十八条の十五の七第一項後段」を「第六十八条の十五の八第一項後段」に改め、同項第六号中「第六十八条の十五の七第一項第九号」を「第六十八条の十五の八第一項第九号」に、「第三十九条の四十四の二第三項」を「第三十九条の四十四の二第二項」に改め、同号イ及びロ中「第六十八条の十五の七第一項後段」を「第六十八条の十五の八第一項後段」に改め、同項第十三号を削り、同項第十二号中「第六十八条の十五の七第一項第十五号」を「第六十八条の十五の八第一項第十六号又は第十七号」に改め、同号イ及びロ中「第六十八条の十五の七第一項後段」を「第六十八条の十五の八第一項後段」に、「前条第二十二項」を「第三十九条の四十七第二十七項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第六十八条の十五の七第一項第十四号」を「第六十八条の十五の八第一項第十五号」に改め、同号イ及びロ中「第六十八条の十五の七第一項後段」を「第六十八条の十五の八第一項後段」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第六十八条の十五の七第一項第十三号」を「第六十八条の十五の八第一項第十四号」に改め、同号イ及びロ中「第六十八条の十五の七第一項後段」を「第六十八条の十五の八第一項後段」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「第六十八条の十五の七第一項第十二号」を「第六十八条の十五の八第一項第十三号」に改め、同号イ及びロ中「第六十八条の十五の七第一項後段」を「第六十八条の十五の八第一項後段」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第六十八条の十五の七第一項第十一号」を「第六十八条の十五の八第一項第十二号」に改め、同号イ及びロ中「第六十八条の十五の七第一項後段」を「第六十八条の十五の八第一項後段」に、「第三十九条の四十五の二第二十五項各号」を「第三十九条の四十五の二第二十四項各号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第六十八条の十五の七第一項第十号」を「第六十八条の十五の八第一項第十一号」に改め、同号イ及びロ中「第六十八条の十五の七第一項後段」を「第六十八条の十五の八第一項後段」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の二中「第六十八条の十五の七第一項第九号の二」を「第六十八条の十五の八第一項第十号」に改め、同号イ及びロ中「第六十八条の十五の七第一項後段」を「第六十八条の十五の八第一項後段」に改め、同号を同項第七号とし、同項に次の一号を加える。

十四　当該一の規定による税額控除可能額が法第六十八条の十五の八第一項第十七号の二に掲げる規定によるものである場合　前条第七項に規定する調整前連結税額から控除された金額は、当該金額から次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を控除した金額とする。

イ　当該規定による税額控除可能額の全部が法第六十八条の十五の八第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　当該規定による税額控除可能額

ロ　当該規定による税額控除可能額の一部が法第六十八条の十五の八第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　同項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額に当該連結親法人又はその連結子法人の税額控除可能限度額（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五の七第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による税額控除可能額をいう。ロにおいて同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除可能限度額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額